

用地測量の成果を地籍整備に活用するため、その成果を対象として、国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定を受けることとしている。その指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、以下の内容を特記仕様書に部分的に含めて測量業務を発注することにより、必要な資料を効率的に作成する。

**【特記仕様書案】**

(登記所送付用地図（電子データ）の作成)

第〇条 受注者は、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図とともに、SIMA形式の電子データを作成するものとする。地図等の具体的な作成に当たっては、「登記所送付用地図（電子データ）の作成要領」を踏まえて行うものとする。

(国土調査法第19条第5項に基づく指定申請書案の作成)

第〇条 受注者は、用地測量の成果を対象として、国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定を受けるための申請書案を作成するものとする。申請書案の具体的な作成に当たっては、「指定申請書案の作成要領」に基づいて行うものとする。